

各関係部会で検討を要する地域課題一覧

資料2-(1)

- 下記地域課題については、地域包括支援センターが実施する個別地域ケア会議から抽出されたもの。
 ○平成28年度第3回推進会議以降、No11～追加。
 ○各部会で検討するにあたっては、課題の背景に視点をおき、解決に向けた検討・協議を進めるものとする。

番号	提供機関	分野	抽出された地域課題	課題の背景	対応状況
1	鹿島包括	認知症・見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の見守り支援体制の充実 ・市民の認知症の正しい理解 ・認知症の早期の発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方は、悪気がなく無意識に万引きなどの犯罪を犯しているが、周囲には理解されず誤解を生んでいる。 ・未然の防止策や、小売店や警察の理解、協力に向けて検討が必要。 	
2	小高包括	見守り・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・小高区へ帰還した方を見守り実施機関での情報共有 ・帰還した住民同士での支え合いや交流の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が見守りを実施しているが、その情報共有が不十分のため非効率 ・これまで、支え合っていた近所の人たちがあまり帰還していない。 	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
3	原町西包括	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の方に対応する市体制の確立 ・ワンストップで相談できる窓口の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の方への対応について、関与する課が複数またがる場合等、市内部で主となる部署が不明確であり、迅速に対応できていない。 	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
4	鹿島包括	見守り・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援及び各機関の連携体制の強化 ・生きがいにつながる多様な生活支援の活用や、地域資源の開発・ネットワーク化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が外部の支援を拒否する場合は、特に関係機関の連携が必要ではないか ・緊急通報システム利用の要件である協力員の確保ができない 	生活支援部会で当面の取組を決定（別紙）
5	原町西包括	見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・関わりが否定的な方に対する地域の見守り体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の心配をよそに他人の関わりに拒否的な場合、見守り体制はどうあるべきか。 	

番号	提供機関	分野	抽出された地域課題	課題の背景	対応状況
6	鹿島包括	生活支援 ・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島区内での外出支援の充実 ・身寄りない方への支援の充実（資源開発） ・有効的な薬の管理（薬の重要性の理解） ・入院時に備えることの普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島区は介護タクシーがないので、巡回バスなどが必要ではないか（店内を一緒に見て回る買い物支援含む） ・相双圏域退院調整ルール策定に伴い、入院時に必要な保険証等の準備についての高齢者への普及啓発が必要 	
7	原町東包括	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない方の金銭管理や身元保証人などの問題に対する総合的、迅速な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない方の金銭管理、身元保証人などの問題対応に、関係者が苦慮している ・身元保証人の必要ない施設を探すのも時間を要す。 	
8	原町東包括	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りなしの困難ケースに対しての行政の協力体制の充実（行政の後ろ盾） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療依存度が高く、身元保証人がいないケースなど、ケアマネジャーの受け手が中々見つからない ・事業者は、要介護認定者を、正当な理由なしで拒否はできないため、保険者として指導、周知が必要ではないか。 ・市で成年後見人申請の支援はできるが、選任後の報酬支援はない。 	
9	原町東包括	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のサービス利用や受診につながる包括、行政、関係機関の連携 ・市外、県外の医療機関への入院以外で、地元での治療や対応の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の症状があり、本人の意向確認が難しく、受診やサービス利用につながらない ・専門の早期治療（入院）が必要であるが、地元では難しいため、市外の認知症等の治療ができる医療機関を検討する。 	
10	原町西包括	見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係が希薄である独居、高齢者世帯における地域の見守り体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯で、病院受診や社会的交流を拒否しているケース ・本人は認知症で、夫は意思疎通は可能だが病弱 ・民生委員として、訪問しても本人の訴えがなく対応に苦慮 	
11	小高包括	権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りがない高齢者に対する市町村申し立てによる成年後見制度の活用など、関係機関への情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅にて一人暮らし。 ・入退院を繰り返す、認知症の疑いのもあるが、親族も関わりを拒否。 	
12	原町西包括	支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスでは解消できない課題を地域住民が主体となり、互いに支える地域作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしで難病を抱えているが、介護サービスを適切に受け、友人や知人、地域との関係も良好。 ・このようなケースが広がるとよい。 	

番号	提供機関	分野	抽出された地域課題	課題の背景	対応状況
13	小高包括	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等の支援が困難になった場合の支援方法、地域の役割、仮設住宅退去に向けて相談支援の体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅にて一人暮らしで認知症。 ・ 市内に購入した自宅へ転居予定。関わっていた親族の県外転出により、今後の身の周りの環境整備の必要性がある。 	
14	小高包括	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物忘れや被害妄想などの認知症の初期症状や高齢者に起こりうる疾患を早期に発見し適切な対応（関係機関での勉強会などによる共通認識の必要性） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしだが、日常生活の自立はできている。 ・ 小高区へ帰還後、生活環境の変化かからか、近所の方を泥棒扱いする被害妄想の訴えが多くなり、何度も駐在所や関係機関に訴えを繰り返す。 	

地域課題への対応策検討について（部会協議内容）

ケース 1

【課題】

- ・身寄りのない方の金銭管理や身元保証人などの問題に対する総合的、迅速な対応
 - ・身寄りなしの困難ケースに対しての行政の協力体制の充実
 - ・身寄りがない高齢者に対する市町村申し立てに成年後見制度の活用など、関係機関への情報共有
- ⇒ 身寄りのない方への金銭管理や成年後見制度の利活用等について

1 現状の対応制度

- (1) 日常生活自立支援事業「あんしんサポート」
 - ① 福祉サービスの利用援助 ※契約行為は除く。
 - ② 日常的金銭管理サービス
 - ③ 書類等の預かりサービス
- (2) 成年後見制度
 - ① 本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3類型
 - ② 市長後見申立て

2 対応策の充実（市長後見申立て）

- (1) 国通知同様の二親等以内の親族の同意が得られなければ、市長後見申立てが可能になるよう平成29年度内に市の要綱改正を行う。（現要綱：四親等）
- (2) 後見人等選任後の報酬支援制度の創設。（来年度予算要求していきたい）

ケース 2

【課題】

応急仮設住宅については、平成31年3月末までに供与終了されることとされており、入居している高齢者の仮設住宅退去に向けて相談支援が必要となる。⇒ 仮設住宅退所後の行先が定まらない高齢者についてフォローが必要

1 応急仮設住宅の状況

- (1) 当初あった市内応急仮設住宅30か所のうち、供与中は18か所。
- (2) 入居者は1,000人程度。うち高齢者は500人程度。

2 対応について

基本的に市仮設住宅担当部署で以下の取組を実施中

- ① 日頃の見守りからフォローが必要な方（高齢者以外も含む）をリスト化
- ② 養護老人ホーム、市営住宅、県営住宅等への入居に係る説明、情報提供
- ③ 新たな入居先を支援する民間団体の情報提供

○今後、供与中 18 か所のうち

- ・友伸グランド 1 か所はH29年9月末終了（行先未定者はなし）
- ・千倉 1 か所はH30年3月末終了
- ・他 16 か所はH31年3月末終了（予定）



今後、困難ケース的な高齢者が出てきた場合、仮設担当部署を中心に支援策を協議するケース会議を実施していく。

※関係者（市仮設住宅担当、市福祉担当、市保健センター、包括支援センター、社会福祉協議会、絆職員等）

ケース 3

【課題】

- ・鹿島区は介護タクシーがないので高齢者が外出する際に足がない。
- ・高齢者が買い物等、気軽に外出できるよう地域資源の充実・開発が必要である。

1 現状の外出支援策について

- (1) 介護保険認定者（要介護 1 以上） ⇒ **介護保険サービス**
- (2) 介護保険認定非該当者で、心身に障がいがあり一般の交通機関を利用することが困難（要支援 1、2 の方）で、市県民税非課税世帯の方 ⇒ **市の外出支援サービス事業**
 - ・自宅と相双地域内の医療機関との間の送迎（月 2 回限度）
 - ・鹿島区及び小高区については、介護タクシー事業所がないことから、対象者要件を緩和し、要介護 1 以上の方についても、個別相談のうへ利用可能としている。
- (3) 一般の避難者（復興関係の交付金を活用）
⇒ ① **一時帰宅等交通支援事業（ジャンボタクシー）**
② **高齢者等生活支援巡回バス運行事業（応急仮設住宅巡回バス）**
- (4) 民間事業者の取組
 - ・無料又は格安の料金で、送迎を提供する団体もあり

2 市の今後の施策について

○交通弱者（高齢者のみでない）に対する利便性の良い交通手段の確保



- ・公共交通を所管する市企画課において公共交通再編実施計画を策定。
- ・その中で定額タクシーの導入等を検討している。



- ・市企画課において、（鹿島区及び原町区）定額タクシーの導入に向けて、交通事業者や国と調整中。